○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（略）

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第11号（第24条及び第41条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、監理責任者が、同条第５号イ（同法第10条第12号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（許可の欠格事由）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四　（略）

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　（略）

六　（略）

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～四　（略）

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（略）

（新設）

別記様式第11号（第24条及び第41条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、監理責任者が、同条第５号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（許可の欠格事由）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十二号に該当する者

二～四　（略）

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第九号又は第十号に該当する者

ロ　第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　（略）

六　（略）

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～四　（略）